

土地利用に関する

地区別懇談会を開催

市の土地利用管理制度については、市民検討委員会ならびに専門委員会の提言を受け、市独自の自主条例を用いた制度で運用する方針が決まりました。そこで、昨年11月には、地区別懇談会を開催し、市が目指す制度の概要を説明し、意見を伺いました。

今回の懇談会では、市の方針に基づく各区域（A～F）の設定方針や管理方法などについて図面を見ながら説明するとともに、土地利用に深く関係する景観計画の検討状況も説明し、意見を伺う予定です。市の将来にかかわる重要な案件です。皆さんのご参加をお願いします。○対象区の懇談会に出席できない場合は、同じ地域の懇談会にご参加ください。○3月29日(日)と4月19日(日)は該当地域全域が対象です。

開催時間 平日と3月20日(金) = 午後7時～9時  
日曜日 = 下表のとおり

月日	地域	対象となる区等	会場
3月13日(金)	三郷	中萱	三郷公民館 講義室
	堀金	扇町・下堀	堀金総合支所 301会議室
16日(月)	三郷	住吉・楡・及木	三郷農村環境改善センター
	堀金	上堀・中堀	堀金総合支所 301会議室
18日(水)	三郷	一日市場・二木・七日市場	三郷公民館 講義室
	堀金	田尻・田多井・小田多井	堀金総合支所 別館大会議室
20日(金)	三郷	上長尾・下長尾	三郷公民館 講義室
	明科	南陸郷・木戸・上生野・潮沢	明科公民館 講堂
23日(月)	三郷	室町・野沢	三郷総合支所 講堂
	明科	荻原・塩川原・上押野・下押野	明科総合支所 大会議室
25日(水)	堀金	岩原・倉田	堀金総合支所 別館大会議室
	明科	潮・明科・町	明科総合支所 大会議室
27日(金)	三郷	北小倉・東小倉・南小倉	三郷公民館 講義室
	明科	大足・宮中・光	明科公民館 講堂
29日(日)	三郷	三郷公民館講堂	・午前10時～正午 ・午後1時30分～3時30分
	堀金	堀金総合支所 別館大会議室	・午後1時30分～3時30分
	明科	明科総合支所 大会議室	・午前10時～正午
30日(月)	豊科	重柳・細萱	豊科保健センターふれあいホール
	穂高	宮城・山麓別荘地	穂高総合支所 大会議室
4月1日(水)	豊科	踏入・寺所	豊科保健センターふれあいホール
	穂高	立足・古厩・新屋	穂高総合支所 大会議室
3日(金)	豊科	新田・成相・本村	豊科保健センターふれあいホール
	穂高	小岩嶽・豊里・嵩下	穂高総合支所 大会議室
6日(月)	豊科	吉野・中曾根	豊科保健センターふれあいホール
	穂高	橋爪・耳塚・富田	穂高総合支所 大会議室
8日(水)	豊科	上鳥羽・下鳥羽	豊科保健センターふれあいホール
	穂高	狐島・青木花見・島新田	穂高総合支所 市民活動センター
10日(金)	豊科	徳治郎・熊倉・アルプス	豊科保健センターふれあいホール
	穂高	等々力町・等々力	穂高総合支所 大会議室
13日(月)	豊科	田沢・小瀬・光・大口沢・桜坂	豊科保健センターふれあいホール
	穂高	穂高町・穂高	穂高総合支所 大会議室
15日(水)	豊科	飯田・下飯田・真々部・たつみ原	豊科保健センターふれあいホール
	穂高	矢原・白金・柏矢町・穂高団地	穂高総合支所 大会議室
16日(木)	穂高	牧・塚原・久保田	穂高総合支所 大会議室
17日(金)	穂高	柏原	穂高総合支所 大会議室
19日(日)	豊科	豊科保健センターふれあいホール	各会場とも・午前10時～正午 ・午後1時30分～3時30分
	穂高	穂高総合支所大会議室	

豊科総合支所内都市計画課計画係 (TEL72・3111 FAX72・8340)

主な内容

- 各区域の設定方針や管理方法
- 景観計画の検討状況

平成21年10月から  
公的年金からの市県民税の  
天引きが始まります。

現在、納付書や口座振替で納めていただいている公的年金にかかわる市県民税について、平成21年10月支給分の公的年金から、天引きで納めていただくようになります。このしくみを「特別徴収」といいます。

特別徴収が開始されることで、納期のために金融機関などへ出掛ける手間がなくなるほか、納める回数が年4回から6回となり、1回あたりの負担が軽くなります。

この制度は、税金を納めていただく方法が変わるだけで、年間の税額が変更されるものではありません。また納付方法については、特別徴収か口座振替かの選択はできません。

■対象者  
市県民税の納税義務者のうち、65歳以上の公的年金の受給者(その年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金などを受給している人)。  
ただし、次の場合は特別徴収の対象となりません。

○公的年金の年額が18万円未満の場合  
○公的年金にかかわる市県民税が、公的年金の給付年額を超える場合  
■対象となる公的年金  
老齢または退職を支給理由とする年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など)が特別徴収の対象となります。障害年金や遺族年金は対象になりません。

また、いくつかの公的年金を受給している場合、すべての公的年金に係る税額が、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金などのうち、一つの年金から徴収されます。

■実施時期  
平成21年10月支給分から、全国一斉に実施します。  
■特別徴収される税額  
公的年金の所得にかかわる市県民税の所得割額および均等割額※公的年金以外の収入(農業所得・給与所得など)がある場合、その分にかかわる市県民税は年金からは天引きされません。今までどおり、納付書などで納めていただくか、給与からの天引きとなります。

特別徴収の方法 (例) 年税額が48,000円の場合

◆平成21年度および新たに特別徴収の対象となった場合

	6月	8月	10月	12月	2月	年税額 48,000円
徴収方法	普通徴収 (天引きせず、納付書や口座振替で納付)		特別徴収 (年金からの天引きで納付)			
徴収税額(例)	年税額の1/2相当額を2回分割 12,000円		年税額の残りの1/2相当額を3回分割 8,000円			

◆平成22年度以降で、前年度から引き続き特別徴収する場合

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年税額 48,000円
徴収方法	特別徴収 (年金からの天引きで納付)						
徴収税額(例)	前年度の2月分と同じ額を3回徴収【仮徴収】 8,000円			年税額から、今年度前半分の【仮徴収】した額を3回に分割 8,000円			

豊科総合支所内市民税課 (TEL72・3111 FAX72・8340)